

ランダムによる価格決定方法の一部見直し（建設関連業務委託）



予定価格等のランダム化を行う時期の変更

入札前にあらかじめランダム化して決定していた予定価格等を、開札日（開札直前）に入札会場で決定する

予定価格のランダムの廃止

予定価格のランダム化を廃止する

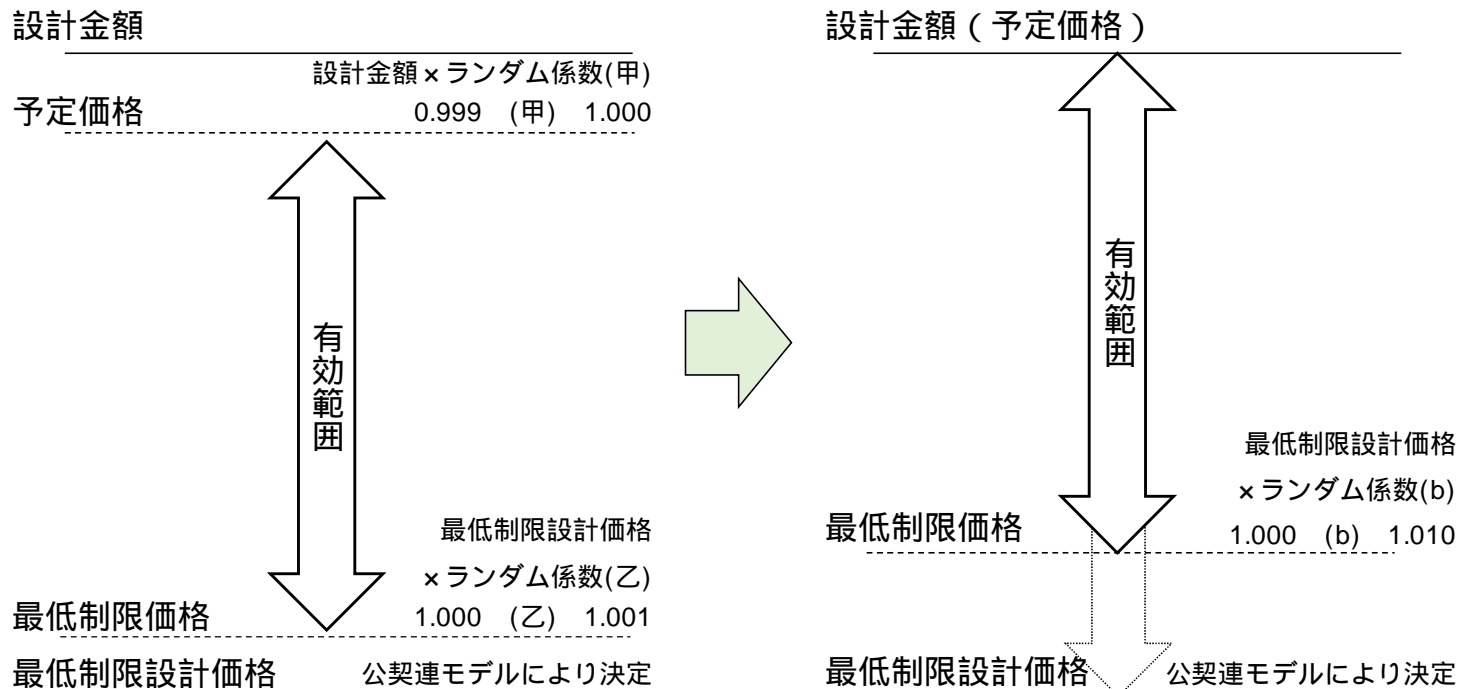
最低制限価格のランダム化は廃止しない

（価格競争のみ対象）ランダム幅の変更

最低制限価格の決定に係るランダム係数の変動上限値を、1.001から1.010に変更する

現状（建設関連委託）

改正



有効範囲の点線部は、次項の見直しによるもの

低入札価格調査制度対象業務においては、最低制限設計価格を低入札調査基準価格に読み替える。
(ランダム化は行わない)

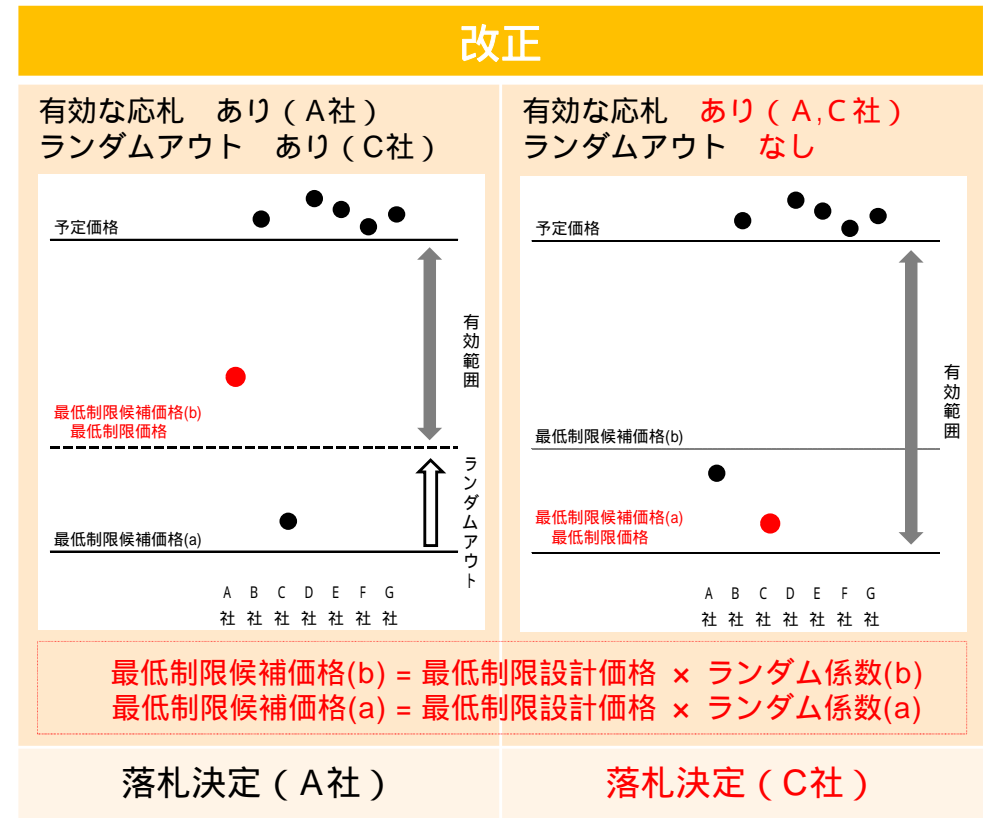
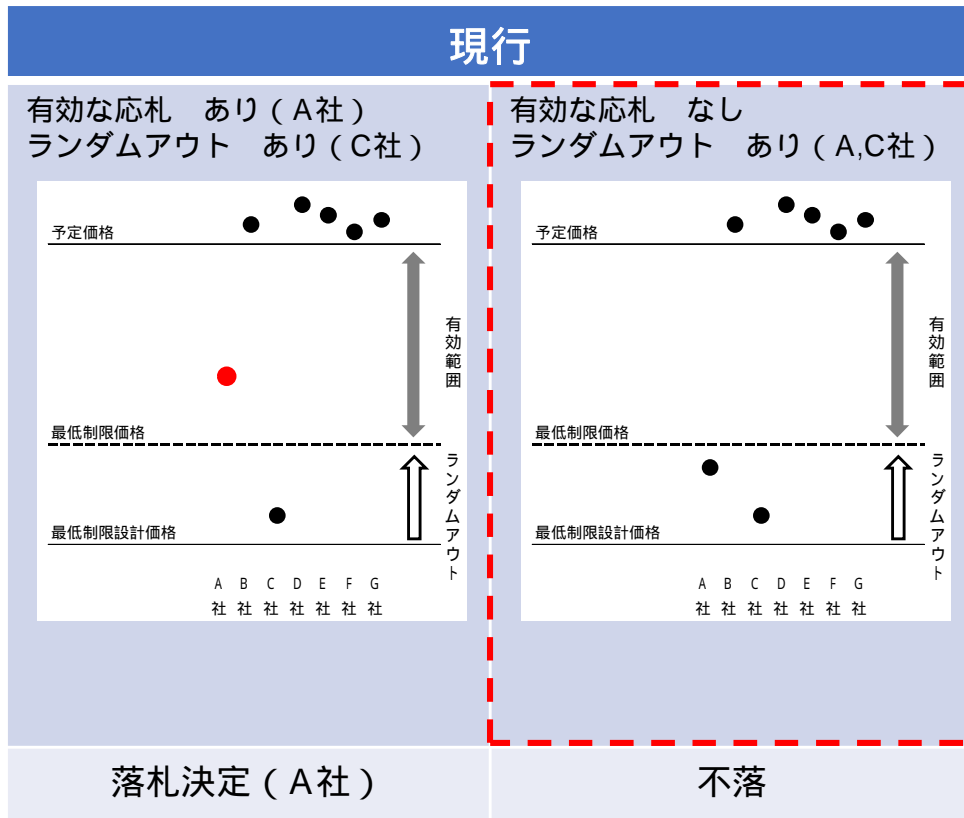
ランダムによる価格決定方法の一部見直し（建設関連業務委託）



（価格競争のみ対象）最低制限価格の決定方法の見直し

ランダム係数を2つ設定する（通常のランダム係数(b)とランダム係数(a) 1 . 0）

（最低制限候補価格(b)を最低制限価格とする。ただし、予定価格以下、最低制限候補価格(b)以上の範囲に入札者が存在しない場合において、最低制限候補価格(b)未滿、最低制限候補価格(a)以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制限候補価格(a)を最低制限価格とする）



ランダム係数(a)を採用する

現行では不落であったが、改正後は落札となる